

議 第 6 号

水道事業への民間企業の参入に対する
慎重な対応を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国の水道は、普及率が97.9%に達したものの、水需要の縮小に伴う事業収益の減少や管路の老朽化、自然災害による被害の多発等により、年々経営状況の厳しさが増しているほか、熟練した技術職員が減少するなど、事業を安定的に継続していく上で様々な課題が生じている。

このような中、政府は、水道法の改正により、関係者の責務の明確化や広域連携の推進を図るほか、水道施設の運営権を民間事業者に設定できるコンセッション方式を導入して、民間企業の資金や人材、ノウハウを活用することにより、効率的な経営や財政状況の改善を図るなど、水道事業の基盤強化を目指している。

一方、諸外国においては、水道事業を民営化したケースが多く見られるが、利益を優先した運営の結果、水道料金の高騰や管理費用削減による水質の劣化といった問題が生じたことから、再公営化される事例が増加している。公設民営のコンセッション方式は、民営化と同一とは言えないものの、事業を統括する地方公共団体の監理・監督能力の低下が進行した場合、諸外国と同様の事態に陥ることも懸念される。

よって、本県議会は、国会及び政府において、水道は国民の命や生活を守る最も重要なインフラであることから、地方公共団体の水道事業の持続可能な経営に向け、より一層必要な財源や人材の確保、広域連携の推進等を図り、水道事業への民間企業の参入を進めるに当たっては、地方公共団体の実情に配慮しつつ、慎重に対応するよう強く要請する。